

## 第48回 大阪府社会福祉審議会 議事概要

日 時 平成29年5月19日(金) 9:30~11:30  
場 所 日本赤十字社 大阪府支部 4階401会議室

### 1. 専門分科会・部会の審議・審査状況について

(委員)

資料2と合わせてみているのですが、この分科会は、資料1では、身体障がい者等の分科会は開催実績がないのですが、この分科会と部会の作り様というのはどのようになっているのですか。

分科会そのものは、民生委員は下に部会がないので開催していますが、保育等は名前だけで実態がないのか、分科会としてのくくりで何らかの活動をするところがあるのか、その点を教えてくださいたいと思います。

(事務局)

こちらの専門分科会・部会については、平成24年度に整備を行ったものです。

府の規則上は「専門分科会を設置することができる」ということで、この審議会において専門分科会を設置いただけることになっておりますので、基本的に立て付けとしては、専門分科会のもとで個別の専門的な案件について議論いただくことになっております。

ただ、実態としては、さらにその中で細分化した専門分野について審議いただいておりますこと、特に児童の分野などでは、開催回数の大変多い会議がありますことから、委員長の決定により専門分科会のさらに下に部会を設けることができる、ということを管理要綱で定めております。

したがって、個々の部会が実施されている専門分科会については、分科会本会の開催はしておりません。さらにその下の部会の開催をもって専門分科会の開催としております。

(委員)

児童虐待事例等点検・検証専門部会の開催回数ですが、平成27年度はこの専門部会がなかったということですか。平成28年度に急に8回になっていますが。

(事務局)

今ご質問いただいた部会については、児童虐待による死亡事例や著しく重大な被害を受けた事例が大阪府内で発生した場合に、分析・検証いただいて、再発防止のための提言をまとめていただくもので、平成27年度は対象となる事案が発生しなかったため開催回数が0回となっております。

また、平成28年度についても8件あったということではございません。1つの事案について、複数回開催して議論いただきますので、その合計が8回となっております。

(委員)

そうしますと、重大な事案が急増したということのデータを示すものではないという事ですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

わかりました。

(委員)

今ちょうど虐待事例の検証の話がありましたので、お聞きしたいのですが、認可外保育施設での死亡事故や重大事故があった場合は、2日以内に必ず厚生労働省などに届けると同時に、事故検証委員会で検証を行うことが、昨年7月に法制度化されています。事故が今日起こってもおかしくないわけで、その場合の、重大事故の検証委員の設置などのルールを定めておられるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

(事務局)

事故検証委員会につきましては、先生がおっしゃるように国から通知が来ておりまして、検証委員会を設置するということになっており、現在、設置に向けた調整をしており、近々設置させていただく予定です。

(委員)

わかりました。

## 2. 新たな福祉課題の検討について

### (1) 行政の福祉化推進検討専門部会の設置について

(委員)

資料3-4の下の、就業支援について説明いただきました。真ん中の「実績」で、この取組みは、制度導入は平成15年度ということで379社で4.2%と書いてあるのですが、それに対して現在、平成27年度は253社で4.1%と。なかなかこのあたりの取組みがパーセンテージとして上がりにくいという実情と実感を、担当者の方にお話しいただくことはできますか。

(事務局)

公共工事発注における障がい者の雇用・就業の促進のパーセントのところですか。必ずしも十分に上がってきていないのではないかとご指摘だと思います。

この入札参加資格のある事業所は、必ずしも法定雇用率の義務付けがされていない中小企業も含まれていますので、そのようなところを含め、この数字が出てきています。

ただ、これで十分だということでは決してないので、その点は、今後どのようにしていくかはしっかり検討していかないといけないと思います。

(委員)

行政の福祉化というのは、これまで20年ほど取り組んできたということですが、改めてこれまでの実績を検証し、今後の展開を考える意義を、大阪府としてはどのようなところに感じておられるのかをお聞きしたいのですが。

少し聞いていてわからない部分を含めてお聞きしますと、まず、行政の福祉化というのはどのような概念で整理をされているのかということですか。資料3-4を見ますと、多くは大阪府あるいは大阪府の発注工事、行政における障がい者等の雇用を推進しようという取組みを説明されたと思うのです。

ところが、資料3-3の制度の変遷になると、必ずしも行政分野での雇用促進に限らない、福祉施策全般の制度についてのこの間の変遷になっていますので、その辺りも踏まえ、今後の展開については、少し行政分野における就業・雇用促進から一步踏み出そうというような問題意識をお持ちなのか。その点で言いますと、資料3-1の今後の取り組むべき方向性の中で、子どもの貧困、生活困窮者などというものが列挙してあげられております。それぞれ大変重要な課題で、既に取り組みが始まっていると思うのですが、例えば生活困窮者では自立支援法が制定され、本年度はその点検作業を国でも行うことになっていますが、改めてこれを行政の福祉化で切り取って議論する意味というのは、どのように感じておられるのか。

それをまさに、この部会で議論しようということだと思うのですが、つくるに当たり、その問題意識をお聞かせいただければと思います。

(事務局)

まず、行政の福祉化の概念については、資料3-2の最初に記載しておりますが、やはり、いわゆる行政資源を活用し、大阪府にある資源なり制度を活用し、障がい者の就労や自立支援を促進するというところで取り組みが始まったものです。

特に、例えば障がい者の就労という観点で申し上げますと、平成11年度からこのような形で始めておりますが、その後、例えば障がい者自立支援法、総合支援法ができる中で、いわゆる就労支援事業が国で法制化され、事業が進められているということがございます。

そのような中で、行政の福祉化という、今までの定義の中で取り組んできたことをどのように再整理するのかが、一つの課題としてあるのかと思っています。

それから、子どもの貧困、生活困窮といった新たな課題、既にそれぞれのところで当然取り組みをしておりますが、それらについても、この行政の福祉化という、行政資源を活用して施策の改善であったり、創意工夫を通じてやっていくというこの取り組みが、子どもの貧困や生活困窮の問題に何らかの貢献ができるのではないかと考えております。

行政分野から一步踏みだすところと言いますと、今まではどちらかといえば、行政の福祉化というのは障がい者の就労支援に主眼が置かれていたということがあります。

もちろん、それはそれで深めていく必要があるのですが、少しエリアを広げて、そのような対象の方々に「行政の福祉化」という手法がどのように活用できるのかということが議論としてあるのかなと考えております。

(委員)

行政資源を活用してというところは変わらないが、その活用の範囲をさらに広げていくということを検討したいという理解でよろしいですか。

(事務局)

はい、基本的にはそのように考えております。

(委員長)

そのあたりですが、まず「行政の福祉化をどのように考えるか」というところが、20年経って「どうなのだろう」ということですね。

やってきて、例えば国のほうでも後追的な制度ができてきて、その中で行政の福祉化として今何を考えるのかというあたりを部会で検討するぐらいの、何と言いますか、基本的な姿勢がありますと、これからの方向がより考えやすいのかと思います。先ほどおそらく委員のおっしゃりたかったことはこのあたりだと思うのですが、どこまで期待するのかというのは、今の段階でいいですが、何か見解があればお聞かせ願いたいと思います。

(事務局)

行政の福祉化について、まさにそのような定義付けと申しますか、概念を改めて整理しなおすということもあるのかと思います。

その中で1つ考えられるのは、今までは行政資源を活用してということがありましたが、それに加え、新たな公民連携と申しますか、民としてさまざまな取組みを進めておられているところと、行政の福祉化をタイアップさせていくといったことも検討課題として挙げられるのかと考えております。

(委員)

少し意見です。行政の福祉化という部分ですが、市町村は、市民福祉を大テーマにしておりまして、福祉の雇用というのは行政にとって当たり前のことで、このフレーズが、平成11年にどのような事情でこのようになったのかという、あえてそこを突き詰めるわけではありませんが、現段階においていろいろなお話を伺っていて、「行政の福祉化、当たり前やんか」という思いがありまして、例えば共生社会とかノーマライゼーションとか、福祉の関係のいろいろな表現の仕方があると思います。

これを公民で、民間にも広げていこうという「民間の福祉化」になるのかとも思ったりしますが。

要するに、キャッチフレーズというか、大テーマの「行政の福祉化」という言葉が、「ん？」という感じがしました。

例えば『世界に一つだけの花』という歌の歌詞に、「ナンバー1にならなくてもいい、もともと特別なオンリー1」とあるように、若い人にもすっと入っていくフレーズもあるのかと感じました。

(委員)

委員がおっしゃるように、私も「福祉化」に引っかかって、「何、これ」という感じで受け止めておるのですが、もう少し柔らかいというのか、ソフトな表現が必要ではないかと私も感じております。以上です。

(委員)

大学で、社会福祉士とか精神保健福祉士など、そのような学生を養成しておりまして、高校生にたくさん受験してもらうように広報活動をしているわけですが、高校生あるいは進路指導の先生方も、「福祉といえば介護」というような理解がまだまだ非常に根強いのです。

まだ福祉というものへの理解が、今日もこのように議題に上がっていますが、本当に幅広い取組みが福祉にはありますが、なかなかまだ「福祉といえば介護」くらいに理解している若い方が多いと。大学の在学学生も、「高校生のときは福祉は介護のことだと思っていたのですが、大学に来

ていろいろ学んで、こんなにいろいろと広い取組みがあるということがわかった」ということですので。

国の方向としても地域福祉ということが言われていますので、行政の取組みもあるのですが、われわれ市民や地域住民がもっともっと福祉というものを自分のこととして引き寄せて、「我が事化」ということも言われていますので、本当に市民のほうも福祉をもっと理解していくために、この取組みは非常に関心を持って拝見させていただいておりました。

ただ、どうしても大阪府ということですので、府の資源を活用されるというところから取組みを始められているのですが、今ちょうど発言いただきましたように、今後は市町村でも、ある市などではいろいろな地域福祉拠点を設けて、そこで市民の方と行政の地域拠点の方とが連携をしていろいろな取組みをされているということで、もっと福祉を身近に、市民のところに引き寄せるような取組みもされております。

大阪府としても、市町村で福祉をもっと皆さんに理解していただくというような取組みをどんどんお願いしていただいたらどうかと思っております。

(委員)

行政の福祉化という概念の中には、行政資源という言葉をおっしゃいましたが、「大阪府の行政資源」ということでこのような対応を考えてこられたと思うのですが、ここで市町村における取組み推進といった場合に、市町村にもこのような概念や考え方、取組み施策を進めていってほしいというメッセージをもっと強めていくということなののでしょうか。

私は、できればそうすればいいと、そのようなことができればいいと思います。

特に子どもの分野で、生活困窮者の分野で取組みを進めていくときに、例えば教育委員会であるとか市町村、行政の一部ですが、そのようなところと福祉の連携がうまくいっているところもあるし、そうでないところもあるというのが現状だと思うのです。そういったところも含めて議論の対象になったらいいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。資料3-1を見ると、ともかく年度内で議論したいということですが、今のような話をどこまでできるかということがおそらく出てくるのかと思っております。

まずはこの審議会では、行政の福祉化という考え方自体も、皆さんから色々ご意見をいただきましたし、あるいはそれをどのような形で広めて、社会的なインパクトを出していけるのかということでご意見をいただいておりますが、おそらく「大阪府の」という話が出ていますので、やはりロールモデル的なものを1つ作って、それをどのような形で広めていくのかという。そのような戦略的なものをどこかでしっかりと、もう一度皆さんに示せるような形が必要なのかなと、今の話で感じました。

行政だけではなく広げていくと。「社会の福祉化」のような話になると、それこそ社会福祉のような形になりますが、おそらく最終的にはもちろんそのようなことを目指していくのかもしれませんが、まずはどこをしっかりとやっていくべきなのかということで、ご意見をいただいているのかと思います。

(委員)

中身ではなく、組織の立て付けの話で恐縮なのですが。

ずっと行政の福祉化ということをめぐる各委員さんからご意見が出たのですが、そのような問題を検討するこの組織を、「新たな福祉課題」というのはどうかという感じがしました。

これまで20年やってきたことを検証して次のステップを考えようという課題なのですが。

先ほど分科会と部会の関係を聞いて、分科会というのは法律に基づいて設置しないとけないことになっていますが、空の組織をつくって、今回新たな福祉課題の分科会で2つの部会を作ろうということですが、それならば、この部会をそれぞれ専門分科会にされたらいいのではないかと思うのですが、それはできないのですかね。

(事務局)

行政の福祉化、いろいろと大阪府として1つの原点として取り組んできたテーマでして、それについて現状においてどうなのかということを検証したうえで、新たな課題があれば取り組むという意味で、新たな課題ということで整理をさせていただいてきました。

(事務局)

今、委員にご提案いただいたようなことを含めまして、われわれも検討した経緯がございまして、分科会の設置ということにつきましては、先ほど申し上げましたように審議会で決定する事項であると。部会に設置については委員長が決定する事項となっております、今このような形で2つの課題について説明をさせていただいておりますが、それ以外にも、後ほどまた説明がありますが、緊急的に対応すべき課題等も出てくる。その中でできるだけ素早い対応を考えた場合に、このようなやや幅広い分科会を設置させていただいて、その下で部会を運営するというやり方が一番ベターなのではないかと、われわれとしては考えているところです。

(委員)

総合評価一般競争入札の導入、大阪府で20年ほど前に実施されて、「ああ、いいことやってはるなあ」と思いました。すぐうちも真似をしようと思っていました。

やはり、そもそもは大阪府の動きを、決してやれということではなくて、見て、「ああこれは良いことだ、どんどんうちも取り入れよう」ということでやっていますので、それはぜひご安心いただきたいと思うのですが、何が言いたいかと申しますと、行政が発注して、ノルマというか、いわゆる条件をつけてやるという。ここに限界があるのも事実だと思うのです。

われわれ行政もいろいろコストパフォーマンスというか、行政コストをいかに削減していくかということが常に念頭にありますので、言い方はおかしいですが、ランニングコストを徹底的に絞っていかうと、そのようにしていかないと財政はやっていけませんから、そのような事情があるのです。

そのような硬い部分の、発注や契約やということだけではなしに、草間彌生さんという方がいますね。障がいがあり、すばらしい才能をお持ちで、あのような方の作品で、日本でめぐいか何かをつくっているのをテレビで見たことがあるのですが、障がいのある子どもさんも大人も、素晴らしい才能を持っているのですね。そのような才能を生かして何か1つのポスターでもつくっていただくとか、それに対して報酬を出すとか。

もっと柔らかいそのようなものがあるのかなと。あまりカチカチにいつてしまうと肩が凝るといふか、そのような思いがあつて、行政の福祉化という言葉もいいのですが、オンリーワンとか、そのような意味もあつて、どうかなと思ひました。意見です。

(委員長)

ありがとうございます。皆さんからの意見を伺うと、まずは行政の福祉化のコアの部分というのは確かにありそうなのですが、そこだけで終わらせるのはもったいないのではないかとということも含めて、どこまで検討できるかは、実際の現実的な問題なのかもしれませんが、ご意見としては、もう少し広がりのある形で、その概念自体も検討しながら、さらに広がりがどうなるかというあたりまで、どこまでできるのかというようなご意見をいただいているということで受け止めさせていただきたいと思います。

## (2) 介護・福祉人材確保等検討専門部会について

(委員)

非常にすばらしいと思って拝見しました。特に外国人の介護人材の受け入れの環境は大賛成です。

ご存じのように、台湾、韓国便は10往復ですか。関西空港のインバウンドは、成田空港、羽田空港を抜いて日本一ですから。台湾などは1日にLCCが31便飛んでいます。これを絶対に活用しないと。これは受け入れをしてあげたらいいと思うし、スケジュールが9月ですか、10月中旬と言わなくても、前倒しをして方針を出して、これも地域の話で、福祉専門学校があって入学式や卒業式に行きますが、どんどん生徒は減っています。

日本人に対するイメージアップにも取り組まないといけません、やはり全体的に絶対数が足りないと思います。

国際都市、万博もやるのですから、大阪府が率先して外国人の受け入れを、特にアジアからどんどんやっていただいたらどうか。私は大賛成でもっと頑張ってもらいたい、これは意見です。

(委員)

大阪は2025年に向けて3万4000人の介護人材が不足するということですが、その中で、まず参入促進が大事だとおっしゃられたのですが、今、委員が言われた外国人の活用もあるのですが、私はその前に離職者をどのように防いでいくかが、さらに重要だと思います。

なぜ辞めていくのかという中で、職場の人間関係であるとか、法人や施設事業所への不満が第1、第2の理由に挙げられている。

要するに、現状の事業所や経営主にマネジメント能力が不足しているのではないかと。その部分にメスを入れていって、現在働いている人が、ずっと働きやすい環境を確保することのほうが、効率的に介護人材を確保し続けることにつながるのではないのかと思うのです。

そのような論点を、10月の中間報告に向けてしっかり議論していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(委員長)

一通り皆さんから何かあれば伺って、その後事務局からお答えいただければと思います。ほかにご意見はありますか。

(委員)

今、現場では、年々採用が難しくなって、おそらく今年よりも来年がもっと厳しくなるという感じで受け止めております。

そのために先ほど言われた離職者の対応は、われわれも経営者として、これからは人材確保が経営の第一だと頭に入れてやっているのですが、それでも対応ができていなくて、いっそ現場の声を聞いてもらったと、この状況で大丈夫なのかという思いがあります。

そのような意味では、先ほど委員がおっしゃっておられた外国人労働力を、いかに質の高い方法で入れていくか。そのためにはわれわれ経営者自身も前向きに協力していかないといけないし、「離職者を防いでいく」、それが大切なことはわかっているのですが、それだけでは全く対応できないと。

この間もテレビか新聞でやっていました。京都のタクシー業界で、業界ぐるみで人材確保に当たっていると。これも今までになかったことですから、そのような状況をお察しいただいて、われわれも努力するかわりに、行政も規制緩和や質を確保する等の取組みをともに考えていただけたらというのが願いです。

(委員)

数値としては、14ページでも介護職員の方は少し給料が低いと言っておられるのですが、あと、介護というとどうしても腰痛を伴うので、やはり腰を痛めてしまうと、どうしても離職につながるのかなと容易に想定されるのですが。

今、私どもの大学院でも研究をしている大学院生がいるのですが、施設で10年以上介護の仕事を経て来ていまして、もちろん腰痛もしましたということで、ここのアンケートでも出ていますが、離職が決して給与面が低いからということではなく、ベースに腰痛があると。しかし、腰痛をもって即やめる人は少ないということです。

そして14ページの結果をいただいているように、ほかの理由が、「収入が少ない」を上回ると。法人・施設へのいろいろな問題や人間関係などが結果として出ていますが、大学院で研究している者も、ベースに腰痛があるのですが、それをもって即離職ではなく、その次の要因をもって初めて離職するということを研究しており、これからまた結果が出るので、興味深く思っているところ です。

研究の視点としては、10年以上介護施設に勤めると、いろいろな補助具やスライディングボードといろいろな物があるのですが、どうしても現場では急ぐことから担いでしまうと。補助具やスライディングボードなどを横においてやはり担いでしまうことで、すぐさま腰痛を起こしてしまう。

ですので、そこでもベースに、離職に対する要因を潜在的にまず持ってしまうと。それから何か他の要因、人間関係もあるでしょうか。そのようなことで辞めてしまうということをもう少し明らかにして、もっと補助具やスライディングボードなどをいっぱい使うと。

施設の中で施設長以下、主任や管理者が介護の方針をしっかりと固めていただくことで離職は減るのではないかという研究を、大学院でもしておりますので、その辺りもまたできれば、皆さん方にもオープンにさせていただきたいと思っています。

(委員)



大阪府内に特養が約350カ所あるのですが、私たちの部会でも、昨年来、一番に人材の確保をテーマに上げているのですが、人材の確保だけでは、確実に離職率が高くなっているのです、両方をおさえていく方向で、今部会として検討をしています。

まずは確保するために、これまでは専門職団体や専門学校などに目を向けていたところを、いわゆる一般学生に介護に対して目を向けていただくこと、近畿一円の一般大学の学生に対して介護というものをまず知っていただかないといけないと。そこから始めていこうと、基本的には、できるだけ入り口を広げていきたいということです。

それと、次は出口です。離職をさせない。先ほどお話がありましたが、昨年部会としても調査をしました。いわゆる転職をされてきた介護職の人たちが、なぜ転職をしてきたか。そこで見えてきたのは、調査票にもありましたが、職場の不満という言葉が出てきたのですが、私たち部会では、不満ではなく不安という言葉に置き換えてとらえています。

将来どうなっていくのかという不安を解消すれば、ある程度の先が見えてくる。そこが見えないので転職をせざるを得ない。そのような視点も少し見ながら、できるだけ多くの人たちの職を確保しながら、離職をできるだけ減らすということ。

もう1つは、この資料の31ページ、国は介護職が非常に低賃金だということで、毎年のように、介護職員処遇改善交付金から始まり介護職員処遇改善加算が設けられた。今1人当たり1カ月3万7000円程度、年間になると50万円ぐらいになります。

これは常勤の方々だけではなく、パートの方々もこの対象になっています。パートの方々でも同じような金額が加算されております。

そうするとどうなるかというと、パートの方で希望の勤務時間に制限のある方が、急に介護報酬があがったために、どこかで時間調整をしないといけない。イコール人材不足になってきている。いい制度なのですが、制度の狭間で少しギャップが出てきているのかなということです。

私からすべてをお話しする時間はないので、できるだけそのようなところを中心に議論をしていただければと思っています。

(委員)

私からは1点お伝えしたいのですが、私の経験から申し上げます。

インドネシアの方はイスラム系なので、ホームシック、イスラムへの理解が必要です。ある市の場合には非常に大きなインドネシア人コミュニティーがあり、そのような方々がホームシックにならないように、定期的に介護施設に訪問するなどのフォローをしていました。

インドネシアには介護福祉士資格がございませんので、来られる方は看護師資格をお持ちなのです。かつ国家試験を1回で通らないといけませんので、施設の方にお伝えしないといけないのは、試験勉強の時間を取らないといけないということ。ですから、フルタイムの勤務は無理で、勤務をある程度短時間にしていただき、日本語の勉強と介護福祉士の試験勉強をする時間が必要で、かつ受験指導も補助金を出している自治体もある。

もう1つのネックは、皆さん標準語の特訓を受けてこられますので、方言のある地方に行かれる方は、ほとんど高齢者の方の方言がわからず働けなくなります。大阪弁の場合も「まいど」「ぼちぼちでんな」など、関西弁のコミュニケーションが取れないと、よくわからずお悩みになると思うのです。

また、フィリピンの方の場合、日本国内に国際結婚でたくさんフィリピンの方がおられますので、正式な在留資格をお持ちで、日本でお子様もお育ての方がいらっしゃいます。そのような方に、職業的技術として、いろいろなトレーニングの機会をつくっていただくほうがいいのかなというのが、私が思っていることの一つです。

技能実習生制度や新しい在留資格が導入されますので、EPAがどのようになるのかわかりませんが、もう1つの課題は、正式な在留資格が出ますと家族を呼び寄せることになります。

大阪にもそのような地区があるかと思いますが、外国人人口が4割を超えているとか、公立の小中学校は外国人生徒が3割から4割を超えているという地域をもつ自治体もあります。

そうしますと、彼らも日本で育っていきますので、高校入試特訓や、日本語教育の補助教員など、教育への配慮が必要です。

働くために労働者として招くということは、いずれは近い将来に家族が来るということ。その責任を担わないといということ、皆さんご理解いただければと思います。

2つ目は、労働関係部局の方と、若者の就労について勉強させていただいているのですが、大阪府の女子大学生の約2割が卒業後、無業もしくはアルバイトです。昨年3月の、大変就職状況の良い状況でも、大阪府の大卒女子の2割、約1割が無業、あとはアルバイトか派遣です。若年女性の生活保護受給率が非常に高くなっております。

ですから私としては、もちろん外国人人材の受け入れ検討も必要なのですが、一方で、20歳代、30歳代の未婚の女性が大阪府内だけで何万人単位でおられます。シングルマザーの支援などは非常に熱心しておりますが、未婚の女性の場合、20年後30年後に親が亡くなった時には生活保護になるなどのリスクもある。

労働部門の方々も非常に苦勞されているようですが、その方たちに積極的にアプローチをして、介護の分野にも入っていただくことが、介護人材を確保する、将来の生活困窮層を生まないということにもつながりますので、ぜひいろいろな若者就労支援、それから学校法人経営の方々の実情をお聞きになって、戦略を立てていただければと思います。

(委員)

老人クラブ連合会では、特に介護人材が不足していることについて、何か手助けができないかについて、各地区において地域の支援事業として、資格はないのですが、介護人材の不足を補ってほしい。

例えば、年々高齢者が増えて、介護認定を受けられる方、認知症の方がどんどん増えていっているわけですから、人材が不足するのはもちろんなのですが、今検討しているのは、資格がないが手助けができないかということ。

もう1点は、介護福祉士の養成、資格を取るのが難しいのではないかという話が出ていまして、今日の説明の中でも、15ページに介護福祉士の養成施設の定員充足状況を書いていたのですが、定員に対して入学者の数が少ないということについては、やはり資格を取ることが難しいということでしょうか。

(委員)

先ほど委員がおっしゃった若い女性が就業していない割合というのは、私は取材の中で同じ話を聞きまして、大阪府は非常に熱心に取組みをされていて、実際声を掛ければ、セミナーなどを

開いて興味を持っていただければ働く人も出てきた、効果があったということなので、私も同じことを思ったのですが、ぜひ、そこを積極的に取り組んでいただければと思いました。

そして、せっかく就職したが離職する理由が、待遇ではなく職場の人間関係や法人への不満というところは、ほかの仕事と一緒にんだと思って少しびっくりしたのですが、このような人たちを支えるために、事業所自身の努力も必要だと思うのですが、フォローアップも何とかうまい形で外部から、大阪府がというのは難しいかもしれませんが、横のつながりをもっと、サークルをつくってあげるとか、カウンセリングをするだとか、フォローアップする施策を考えていただければ、少しとどまるのではと考えました。

(事務局)

介護福祉士についてですが、養成校に入って資格を取ることが難しいから入学者が減っているのかということについては、むしろ、資格を取得した後の見通しが立たないという所に問題があるのかと思います。

ただ、今般、介護福祉の資格の試験化が見直されていまして、これまでは養成校を出るだけで資格が取れたのですが、今後は試験を受けないといけなくなるのです。養成校を出るだけでは資格が取れなくなる。今は暫定期間なので、5年間働けば試験は免除されるのですが、試験を課すことを決めた瞬間に受験者数が更に減ったということもあるので、そういう意味では難しく受け止めるようになった方も増えているかもしれませんが、そのような状況だと思います。

### **(3) 保護を必要とする女性への支援のありかたについて**

(事務局)

専門部会の設置について説明。

(委員)

意見なし。